

新人ハンター養成事業「銃購入費等の補助」のご案内

有害鳥獣捕獲等活動に従事できる方が
初めて散弾銃を購入する場合の銃購入費等を助成します。

◆ 補助対象者

- 第一種銃猟免許を取得し、猟銃所持許可証をお持ちの方
- 市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊、あるいは有害鳥獣捕獲隊に加入し、銃猟による有害鳥獣捕獲等活動に従事できる方

※別途、誓約書および住居地の市町村の推薦書が必要

◆ 補助対象経費

- 散弾銃購入費および弾代、ガンロッカー、装弾ロッカー購入費
※武器等製造法による許可を受けた富山県内の鉄砲店から購入したものに限定(個人間の売買は対象外)となります。
※中古の散弾銃購入も助成の対象となります。
- 狩猟免許取得に関する手続きの申請関連費(①初心者狩猟講習会受講料、②狩猟免許申請手数料)
- 猟銃取得に関する手続きの申請関連費(①初心者講習受講手数料、②教習資格認定申請手数料、③猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料、④射撃教習受講料・考査受験料、⑤猟銃所持許可申請手数料)
※申請に関する費用は申請手数料の領収証(コピー)が必要です。

◆ 補助対象額

- 補助対象経費1/2以内の額(上限200,000円)
※補助対象経費は、令和8年度内に支払った経費に限ります。
※予算額に達した場合には、助成を終了します。

◆ 銃購入費等補助申請フロー

- 1) 必要書類として、①申請書(様式第1号)、②誓約書(様式第3号)および③住居の市町村からの推薦書(様式第4号)に添えて、④第一種銃猟免許状のコピー、⑤猟銃所持許可証のコピー、⑥住民票もしくは運転免許証のコピー、⑦購入する猟銃の金額がわかる書類(見積書、カタログ等)を事務局宛に送付
- 2) 事務局で審査後、富山県から交付決定通知書を郵送
- 3) 申請者からの実績報告書(様式第6号)に添えて、補助対象経費の領収証のコピー等を事務局宛に送付
- 4) 事務局で審査後、富山県から交付額確定通知書を郵送
- 5) 申請者からの請求書(様式第8号)を事務局宛に送付
- 6) 事務局より、申請者に補助対象額を指定口座に入金(請求書受付日から3週間以内)

〈 備 考 〉

- ▶ 申請に関わる書類(申請書(様式第1号)、誓約書(様式第3号)、市町村からの推薦書(様式第4号)、申請者からの実績報告書(様式第6号)、申請者からの請求書(様式第8号))は、富山県自然保護課のWEBサイトからダウンロードができます。ダウンロードができない場合には、事務局より書類をメール、あるいは郵送いたします。
- ▶ 銃購入費等補助申請に関わる事務局宛の書類等の送料は申請者の負担となります。ご了承ください。
- ▶ 富山県自然保護課のWEBサイトURL
<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/shuryou/2026zyuhozyo.html>

